

令和5年5月25日
長野市健康増進・食育推進審議会
資料2

第四次長野市健康増進計画
第四次長野市食育推進計画

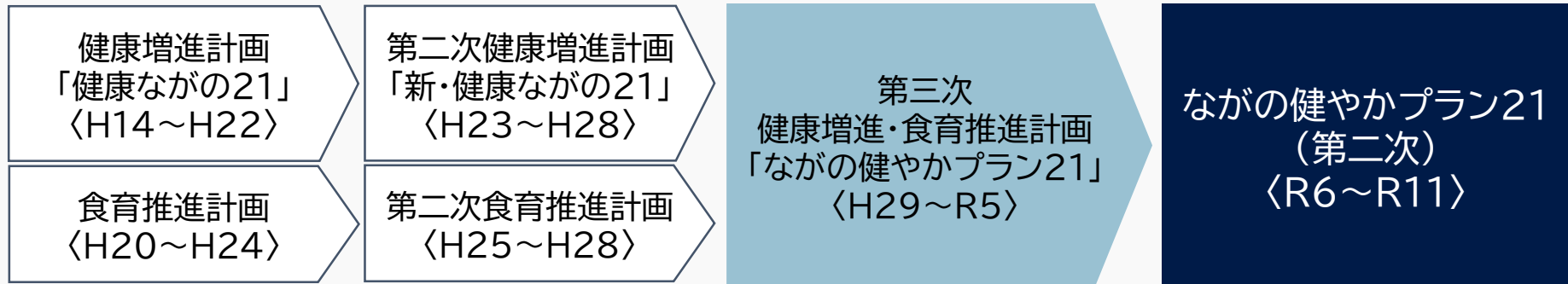
ながの健やかプラン21(第二次)の 策定について

長野市保健所健康課

1 ながの健やかプラン21(第二次)の概要

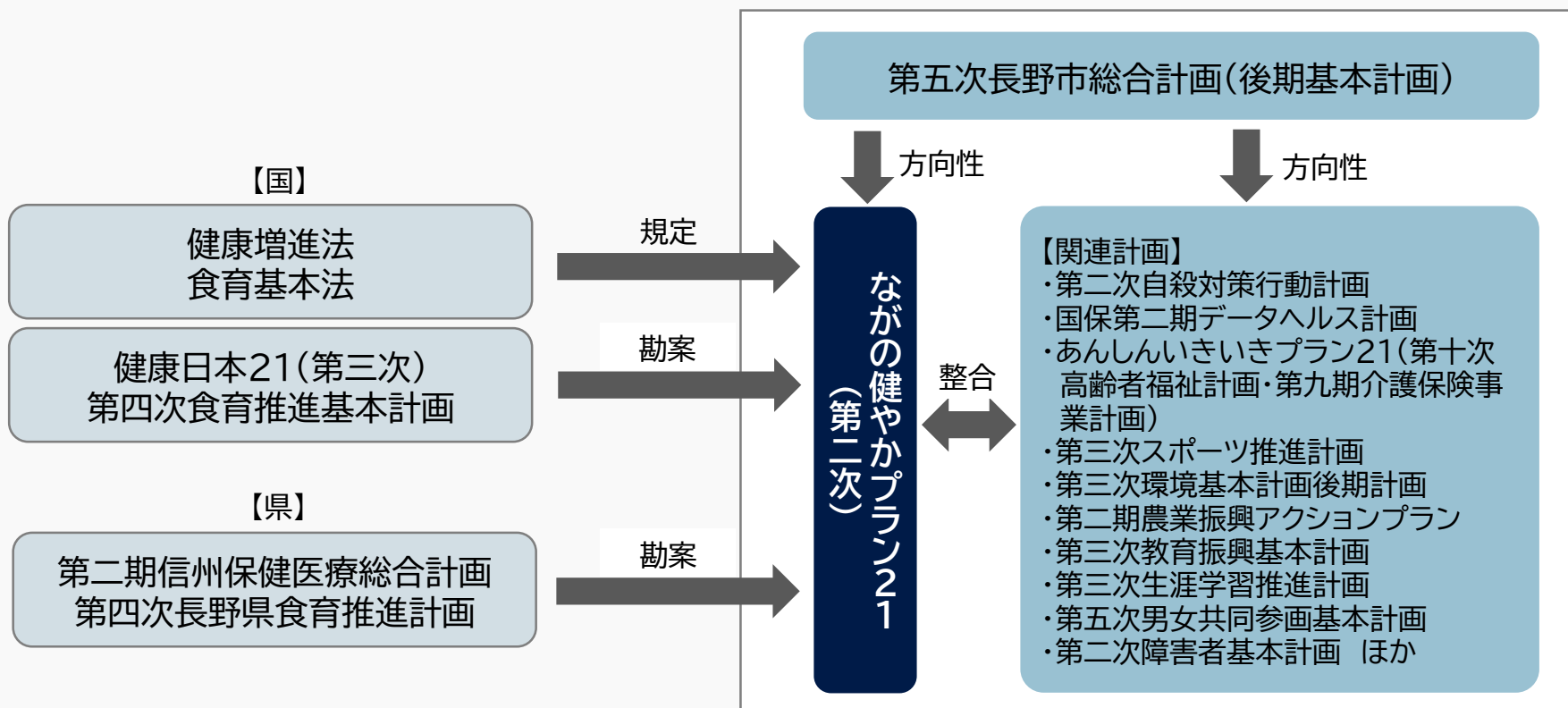
(1) 策定の趣旨

- 本市では、平成29年度から令和5年度までの7年間を期間とする、第三次長野市健康増進・食育推進計画「ながの健やかプラン21」を策定し、市民の健康の保持・増進に関する施策を推進
- 引き続き、全ての市民が健やかで心豊かな暮らしを実感できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「ながの健やかプラン21(第二次)」を策定



(2) 位置付け

- 健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画(市民の健康づくりを支援するための基本的な指針)
- 食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画(健全な食生活を実践するための基本的な指針)
- 国の健康づくり運動「健康日本21(第三次)」等に即した計画
- 第五次長野市総合計画の分野別個別計画(保健・福祉分野における健康づくりの基本指針)



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第五次長野市総合計画(後期基本計画)			前期:H29~R3			R4~R8					
ながの健やかプラン21(第二次)								R6~R11			
第二次自殺対策行動計画								R6~R11			
国保第二期データヘルス計画								R6~R11			
あんしんいきいきプラン21(第十次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画)							R6~R8				
第三次スポーツ推進計画						R4~R8					
第三次環境基本計画後期計画						R4~R8					
第二期農業振興アクションプラン						R4~R8					
第三次教育振興基本計画						R4~R8					
第三次生涯学習推進計画						R4~R8					
第五次男女共同参画基本計画						R4~R8					
第二次障害者基本計画						R3~R8					
第四次地域福祉計画						R4~R8					
第二期子ども・子育て支援事業計画					R2~R6					第三期:R7~R11	

(3) 期間

- 令和6年度から令和11年度までの6年間
- 社会状況等の変化や国の制度の変更、プランの進捗状況などにより、期間中でも必要に応じて内容の見直し

(4) 策定体制

- 学識経験者、関係団体代表者、公募委員等で構成する「**長野市健康増進・食育推進審議会**」に諮問し、プランの内容について審議
- 庁内関係20課により構成する「**長野市健康増進・食育推進委員会**」において、プランの原案について協議
- 保健所内に「策定プロジェクトチーム」を立ち上げ、プラン原案を検討・立案
- パブリックコメントや、11の関係団体で構成する「**ながの健やかプラン21推進市民の会**」との連携により、市民意見を反映

(5) 策定スケジュール

- 別紙1のとおり

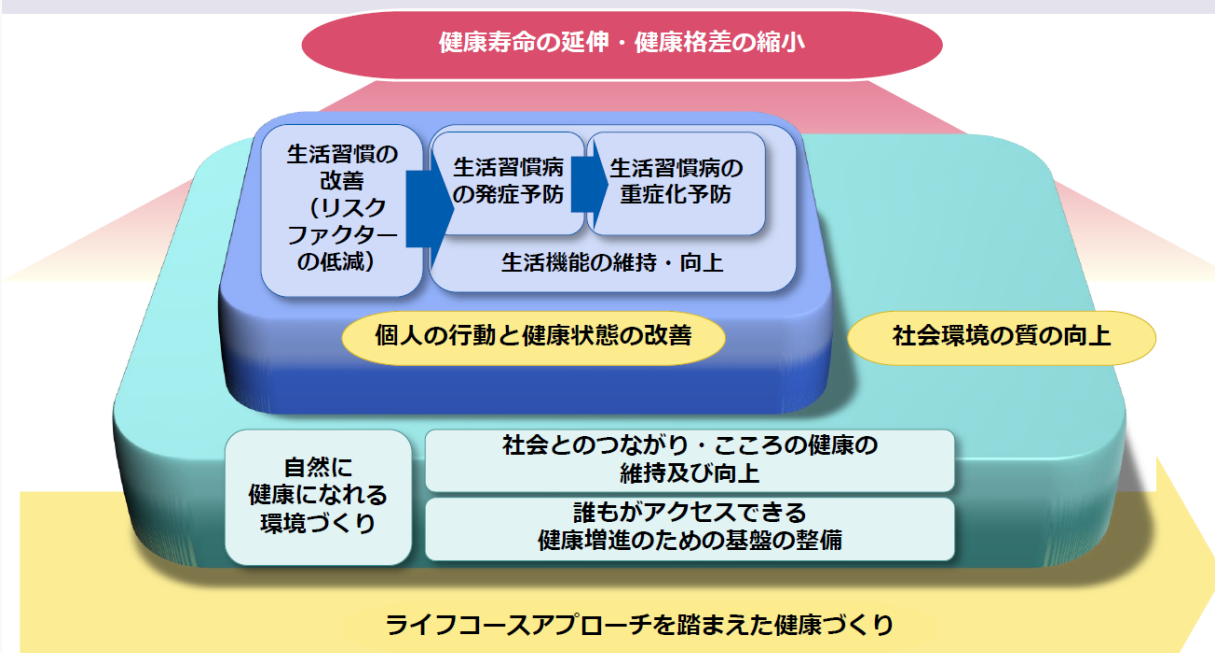
2 ながの健やかプラン21(第二次)の方向性(案)

(1) 健康日本21(第三次)のビジョン・基本的な方向

- 計画期間 令和6年度から令和17年度までの12年間
- ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現
 - ①誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)
 - ②より実効性をもつ取組の推進(Implementation)
- 基本的な方向

次期プランの方向性(案) ※内容のイメージ

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



(2) 現行プランの理念・目標の継承

○ 健康寿命の延伸

生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、社会環境の質の向上等によって、全国トップ水準にある健康寿命の延伸を目指す

(3) 骨格(概念図)

○ 別紙2のとおり

(4) 重点的な取組

- 子どもの頃からの健やかな生活習慣の形成や生涯にわたるメタボ対策などの生活習慣病の発症予防
 - 体力づくりや社会参加等の促進によるフレイル予防
 - 後期高齢者を対象とした32地区ごとの保健事業と介護予防との一体的な推進
 - 事業所等への出前講座や事業所の保健担当職員への研修会開催などによる職域への支援強化
 - 個人の特性をより重視した重症化予防の保健指導
 - 健康を支え守るための地域コミュニティ力の向上
 - 健康格差に関する分析と対策の検討
- ▶ 国が示す「アクションプラン」や本市の現状等を踏まえて設定

(5) 評価項目・指標(数値目標)

- 市民の健康状態や市民・関係機関・市の取組に関する目標を可能な範囲でデータ化
 - ▶ 健康日本21(第三次)が示す具体的な目標も参考にして設定